

# 一般口座で公社債・公社債投資信託を保有している 個人投資家の皆様への重要なお知らせ

公社債・公社債投資信託の特定口座への受入れ期限は

## 平成28年(2016年)12月末までです!

※租税特別措置法(平成25年附則第44条第3項)により期限が定められています。

証券会社等の一般口座でお持ちの公社債・公社債投資信託の特定口座への受入れ期限が迫っています。受入れには所定の期間が必要ですので余裕を持って証券会社等にご相談ください。

- 平成28年1月から特定口座の対象範囲に公社債・公社債投資信託が追加されました。
- 平成28年12月末までに、現在一般口座でお持ちの公社債・公社債投資信託を特定口座に受け入れることができます。
- 特定口座を開設していない個人投資家の皆様は、この機会に、特定口座の開設をお申し込みください。  
※平成28年12月末までに特定口座を開設する場合、開設の申込期限が証券会社等によって異なりますのでご注意ください。
- 公社債・公社債投資信託を特定口座に受け入れると確定申告の負担を大きく軽減するメリットがあります。(詳しくは裏面をご覧ください。)

**Q** どのような商品が対象ですか？

**A** 以下の商品が対象です(取得日・取得価額がわかるものに限ります。)

- 特定公社債(国債、公募社債などの一定の公社債)
- 公募公社債投資信託(外貨建てMMFやMRFを含みます。)

※平成27年以前に証券会社等で購入したもの、平成27年以前に他社で購入したものを移管で受け入れたもの、平成27年以前に購入されたものを相続・贈与・遺贈により取得したものが受入れが可能です。

※平成28年1月以後に購入して一般口座で保有しているものは、原則、受入れの対象外です。

**Q** 受入れの申込に必要なものはありますか？

**A** 以下の書類が必要となります。

- ① 特定口座への受入れ申込書
- ② 公社債・公社債投資信託の取得日・取得価額を証明する書類  
(証券会社等から交付された取引報告書や取引残高報告書など)
- ③ (相続・贈与・遺贈で取得した場合は)相続などで取得したことを証明する書類  
(遺産分割協議書・贈与契約書の写しなど)

※①は証券会社等でご用意しております。②、③の書類がお手元にない場合でも、お取引先の証券会社等にご相談ください。

※取得日が古いもの(10年以上前に購入されたものなど)は、証券会社等で②の書類をご用意できない場合があります。

※特定口座を同時に開設する場合は、開設に必要な書類が別途ございます。(裏面をご覧ください。)

# 一般口座で公社債・公社債投資信託を保有している 個人投資家の皆様への重要なお知らせ

## 特定口座受入れによるメリット

- 平成28年以後の公社債や公社債投資信託の売却・償還・解約により利益が出た場合、原則、確定申告をする必要があります。
- 通常、確定申告をする場合は、投資家自らが譲渡損益等の計算・納税手続き等をする必要があります。
- **特定口座(源泉徴収あり)に受け入れている公社債や公社債投資信託の譲渡損益の計算、譲渡損が出た場合の利子・収益分配金との損益通算、納税手続きはすべて証券会社等が行いますので、原則、ご自身の確定申告が不要になります。**

<b>特定口座</b> (源泉徴収あり)	<b>証券会社等が納税</b>	原則、 <b>ご自身での確定申告は不要です。</b> 譲渡損益の計算・利子や配当との損益通算・納税手続きをすべて証券会社等が行います。
<b>特定口座</b> (源泉徴収なし)	<b>投資家ご自身が確定申告</b> (特定口座年間取引報告書で簡易申告)	<b>譲渡損益の計算は証券会社等が行います。</b> 利子や配当との損益通算などの計算や <b>納税手続きはご自身で行います。</b>
<b>一般口座</b>	<b>投資家ご自身が確定申告</b>	譲渡損益、利子や配当との損益通算の計算や納税手続きをすべてご自身で行います。*

※例えば、外貨建てMMFを一般口座で保有している場合は、ご自身で購入時や毎月の収益分配金を再投資したときの取得価額を総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの価額を基に計算し、譲渡損益の計算を行います。長期保有すればするほど取得回数が多くなるため、調べる取引の数が増えることになります。

### Q 特定口座の開設に必要なものはありますか？

**A** 以下の書類が必要となります。なお、既に証券会社等に個人番号を提供している場合は、②の書類は不要です。

(詳しくはお取引先の証券会社等にお問合せください。)

- ① 特定口座開設届出書
- ② 個人番号カード、番号通知カード、個人番号の記載がある住民票の写し等のいずれか
- ③ 運転免許証、保険証などの住所等確認書類※(②が個人番号カード以外のみ)

※③は顔写真がないものは2種類(既に証券会社等に個人番号を提供している場合は1種類)必要となります。

本リーフレットは平成28年6月時点の法令を基に作成しています。特定口座の開設や特定口座への受入れの詳細はお取引のある証券会社等にお問合せください。

